

運用4（広域農業用水適正管理対策事業）

第1 趣旨

広域農業用水適正管理対策事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙3によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用4の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用4の第1から第7までの規定及び別記様式第1号から第3号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙2」とあるのは「運用4の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

| | | |
|---------|--|---------------|
| 第7の柱書き | 地方農政局長（北海道にあつては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。） | 内閣府沖縄総合事務局長 |
| 別記様式第3号 | 地方農政局長 北海道にあつては農林水産省農村振興局長 殿 | 内閣府沖縄総合事務局長 殿 |